

＜特別代理人選任（親権者とその子との利益相反の場合）＞

1 概要

親権者である父又は母とその子との間の利益相反行為については、親権者は、その子のために特別代理人を選任することを家庭裁判所に請求しなければなりません。また、同一の親権に服する子の間で利益が相反する行為についても同様です。

利益相反行為とは、例えば、父が死亡した場合に、共同相続人である母と未成年者の子が行う遺産分割協議など、未成年者とその法定代理人の間で利害関係が衝突する行為のことです。

2 申立人(申立てができる人)

親権者、後見人、利害関係人

3 申立先

- ・子の住所地の家庭裁判所となります。
- ・子の住所地が茨城県内の場合の申立先、郵送提出の場合の宛先は、水戸家庭裁判所管轄一覧表（家事）をご覧ください。
- ・不在者の従来住所が茨城県以外の場合の管轄については、裁判所ウェブサイトの裁判所の管轄区域をご覧ください。

4 申立てに必要な費用

- ・収入印紙・・・子1人につき800円分
- ・連絡用の郵便切手・・・子1人につき82円×10枚、10円×10枚 合計920円分（複数の子について申し立てる場合には、その子の数分が必要となります。）

5 申立てに必要な書類

- ・申立書1通・・・【申立書】・【申立書記載例】を参照
 - ・申立人（親権者又は未成年後見人）、子の戸籍謄本(全部事項証明書)各1通
 - ・特別代理人候補者の住民票又は戸籍附票1通
 - ・利益相反行為に関する書面（遺産分割協議書の案（遺産分割協議の場合）、金銭消費貸借、抵当権設定契約書等の案（抵当権設定の場合）など）
- ※ 戸籍謄本等は3か月以内に発行されたものを提出してください。
- ※ 事案によっては、このほかの資料の提出をお願いすることがあります。
- ※ 利害関係人が申立人となる場合には、利害関係を証する資料（戸籍謄本（全部事項証明書）など）の提出が必要になります。